



井戸水を 飲用する皆様へ



井戸水や湧水は、有害物質の地下浸透や井戸等の管理が不十分なことにより汚染されるおそれがあります。清潔で安全な水は、私たちの生活に欠くことができないものです。飲用井戸の衛生確保は、原則として設置者の自己責任となりますので、次のような点に気を付けて、自ら適正な管理に努めてください。

成田市



1 井戸を衛生的に管理して下さい。

- 井戸やその周辺に、みだりに人や動物が入らないようにしましょう。
- 井戸やその周辺の点検を定期的に行って、清潔の保持に努めましょう。
- 定期的に水質検査を実施しましょう。
- 井戸を新たに設置した時は、水質基準の全項目(51項目)の水質検査を行い、安全を確認してから飲用しましょう。なお、塩素消毒を実施していない場合等は消毒副生成物と臭気物質を省略することができます。



2 水質検査を実施して下さい。

- いつも水の色、濁りや味、におい等に注意して、異常がないか確認しましょう。
- 定期的(年1回以上)に、水質検査を受けましょう。

定期の 検査項目	一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物等、pH値、味、臭気、色度、濁度
その他の 検査項目	地域の特性や周辺地下水の状況等からトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤や、ヒ素などの検査を追加してください。

臨時の検査

- 異常があれば必要な水質検査を行い、安全を確認しましょう。

水質検査機関

水質検査は水道法に基づく登録検査機関や建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく登録水質検査業で実施することができます。なお、料金、日程、受付方法、採水容器等については、各検査機関にお問い合わせください。市役所環境衛生課では検査機関を案内しておりますのでご相談ください。

※水道法に基づく登録水質検査機関については、ホームページに掲載しております。



3 井戸に関する相談

- 井戸水が原因で人の健康を害するおそれがあることを知ったときや、水質検査の結果が水道法の水質基準を超える汚染が判明したときは、市役所環境衛生課へ相談してください。

水道の給水区域にお住まいの場合は、水道水(飲用)を利用してください。

水道事業者は、定期的に水質検査を行い水質基準に適合した安全な水道水を皆様のご家庭にお送りしています。

主な水質基準項目の解説

項目	基準	解説	主な対策
一般細菌	100 集落数/ml以下	水の一般的清浄度を示す指標です。清浄な水には少なく、汚れている水ほど多い傾向にあります。これが著しく増加した場合には、病原生物に汚染されている疑いがあります。一般には塩素消毒によりほとんどの菌が死滅します。	塩素消毒 煮沸
大腸菌	検出されないこと	人や動物の腸管内に存在し、検出された場合は病原生物や糞便に汚染されている疑いがあります。塩素消毒によりほとんどの菌が死滅します。下痢や腸炎を起こすことがあります。	塩素消毒 煮沸
ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	自然水中のヒ素は地質に由来していますが、鉱山廃水、工場排水、温泉等から混入することがあります。皮膚の角化、末梢神経症などを起こすことがあります。	水源の変更 凝集沈殿ろ過 イオン交換 逆浸透
亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	窒素肥料、生活排水、腐敗した動植物などに含まれる窒素化合物が水や土の中で変化してこの物質となります。多量に摂取すると、乳幼児にメヘモグロビン血症(体への酸素の供給が少なくなり、皮膚や粘膜が暗青紫になるチアノーゼ症。重症になると呼吸困難)を起こすことがあります。	水源の変更 イオン交換 逆浸透
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	窒素肥料、生活排水、腐敗した動植物などに含まれる窒素化合物が水や土の中で変化してこの物質となります。多量に摂取すると、乳幼児にメヘモグロビン血症(体への酸素の供給が少なくなり、皮膚や粘膜が暗青紫になるチアノーゼ症。重症になると呼吸困難)を起こすことがあります。	水源の変更 イオン交換 逆浸透
テトラクロエチレン	0.01mg/l以下	化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、地下水汚染物質として知られています。中枢神経系障害を起こすことがあり、また発ガン性がある可能性があります。	水源の変更 煮沸 活性炭
トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、地下水汚染物質として知られています。嘔吐・腹痛・中枢神経系障害を起こすことがあり、また発ガン性がある可能性があります。	水源の変更 煮沸 活性炭

鉄及びその化合物	0.3mg/l 以下	自然水中の鉄は岩石、土壌に由来します。また鉱山排水、工場排水から混入することがあります。鉄管の老朽化により検出されることもあります。高濃度に含まれると異臭味や洗濯物への着色の原因となることから、水質基準値が定められています。	水源の変更 マンガン接触 塩素酸化
マンガン及びその化合物	0.05mg/l 以下	主に地質に起因し、基準値を超えたり、管の壁に付着し、剥離して流出したりすると、黒い水の原因となります。黒い水の発生を防止する観点から水質基準が定められています。	水源の変更 塩素酸化 膜ろ過
塩化物イオン	200mg/l 以下	海水や岩石、動植物の体内等自然界に広く存在します。地質や海水の浸透、下水、家庭排水、工場排水の混入等により検出されることがあります。味覚の観点から水質基準値が定められています。	イオン交換 膜ろ過
有機物 (全有機炭素 (TOC)の量)	3mg/l以下	水中に存在する有機物の炭素の総量のこと、水中の有機物濃度を推定する指標として用いられます。土壌に起因するほか、し尿、下水、工場排水などの混入によっても増加します。数値が高いと、渋みをつけることがあります。	水源の変更 生物処理 オゾン処理
pH値	5.8 以上 8.6 以下	水の酸性やアルカリ性の程度を示す指標で、中性はpH7で、数値が大きくなるほどアルカリ性が強く、小さくなるほど酸性が強くなります。水道施設の腐食等を防止する観点から水質基準が定められています。PH値が低い場合は管が錆びやすくなります。	藻類の除去 アルカリ剤、酸性 剤エアレーション
味	異常でないこと	水の味は、地質などの影響により水に溶存する物質の種類や濃度によって感じ方が変わります。また、海水や排水の混入、配管の腐食等により起因することもあります。	活性炭
臭気	異常でないこと	水の臭気は、地質の影響や藻類などの生物の繁殖、工場排水、下水の混入などのほか、配管の内面塗装剤などに起因することもあります。	活性炭
色度	5 度以下	水についている色の程度を示すもので、基準値の範囲内であれば無色な水といえます。色の原因は、主に、フミン質と呼ばれる植物等が微生物により分解された有機高分子化合物や、鉄マンガン等金属類です。 金属等によって水に色がつく場合の例： 赤い水—配管の錆や鉄が多い。 黒い水—地下水にマンガンが多い 白い水—小さな空気の泡、配管から亜鉛の溶出。 青い水—配管から銅の溶出。	凝集沈殿ろ過 活性炭
濁度	2 度以下	水の濁りの程度を示すもので、基準値の範囲内であれば濁りのない透明な水といえます。濁りの原因は、主に、配管内の錆や堆積物が流出した微粒子で、粘土性物質、鉄さび、有機物質などです。	凝集沈殿ろ過 活性炭 中空糸膜

※斜体で下線の引いてある物質が、飲用井戸における定期の検査11項目分の解説になります。



成田市役所環境衛生課 TEL0476-20-1531

E-mail: eisei@city.narita.chiba.jp